

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/


 かやの農業委員会だより  
 食と農は生命の源である

**回 覧**  
**No.10**  
 平成 26 年 12 月発行  
 鹿屋市農業委員会事務局  
 ☎ (代表) 0994-43-2111  
 (直通) 0994-31-1131



【写真】普通作掛け干風景（鹿屋市輝北町諏訪原）

発刊によせて	2 頁
農地の許可申請、利用権設定申出	3 頁
標準事務処理期間、証明書の発行、届出が必要な事項	4 頁
助成金交付事業、農業委員会からのお知らせ	5 頁
行動する農業委員会の取組	6～7 頁
将来の地域農業を担う若き農業者たち	8～9 頁
農地中間管理事業の紹介	10 頁
農地賃借料金・標準賃金	11 頁
農業委員地区担当表	12 頁

## 発刊によせて



鹿屋市農業委員会  
会長 木場 夏芳

今秋は、度重なる台風の通過で、農作物への被害が心配されましたが、比較的大きな影響を受けることもなく、胸を撫で下ろしたところです。

さて、今さら申すまでもなく、農業を取り巻く情勢につきましては、担い手不足による農家の高齢化、それに伴う遊休農地や有害鳥獣被害の増加、TPP交渉の行方によっては、農産物の輸入自由化が拡大し、食料自給率の低下が懸念されるなど、問題が山積しています。

それらを踏まえ、国の農業施策も、農地集積化の新たな施策である、人・農地プランの策定や農地中間管理機構の創設、農業委員会制度の改革案が出されるなど、大きな変革期を迎えています。

本市は、国内有数の食料供給基地として、重要な役割を担っており、本市農業発展のため、農業者の公的代表として、農業委員会の公平・公正な運営に努め、関係機関と連携しながら、農地の利用集積や遊休農地の解消などに、積極的に取り組んでまいりますので、今後とも、皆様方の一層の御協力と御理解を賜りますようお願いいたします。

## 農業委員会とは

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」及び「地方自治法」に基づき、“農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与する”ことを目的に、農家の代表機関として市町村から独立して設置された行政機関です。

農業委員会は、委員をもって組織され、委員は選挙による委員と選任による委員で構成されています。

鹿屋市では、選挙による委員が30人（鹿屋地区15人、輝北地区4人、串良地区7人、吾平地区4人）、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区の推薦による委員が6人、市議会が推薦した委員4人の合計40人で構成されています。

○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行

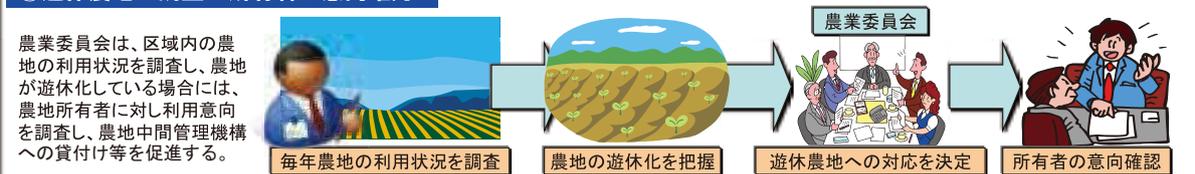
### ①農地の売買や貸借の許可



### ②農地転用案件への意見具申など



### ③遊休農地の調査・所有者の意向確認



## 農地の許可申請

■農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保を目指して、農地法、農業振興地域に関する法律に基づいて、農地の権利移動や農地転用の業務などを行っています。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合の許可申請です。

### 農地法第3条申請

#### ○許可要件

- ・申請する農地を含め、所有する全農地を効率的に利用して耕作を行うと認められること
- ・譲受人やその家族が常時農作業に従事すること
- ・取得後の農地面積が40a以上となること
- ・申請する農地を譲受人が耕作することにより、周辺の農地利用に影響を与えないこと

#### ○手続きの流れ

- ▼ 申請書、必要書類を提出
- ▼ 書類審査、現地調査の実施
- ▼ 総会で審議、許可（不許可）を決定
- ▼ 許可（不許可）指令書を交付

#### ○その他

- ・申請する農地が鹿屋市以外の場合、その農地の所在地にある農業委員会に申請してください。

農地を宅地、駐車場、倉庫等、農地以外の用地に転用する場合の許可申請です。自分の農地を転用する場合は4条申請、農地を買って（借りて）転用する場合は、5条申請になります。

### 農地法第4条・第5条申請

#### ○許可要件

- ・農業振興地域の「農用地区域内」でないこと
- ・立地基準・転用の確実性が認められること
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われていること
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

#### ○手続きの流れ

- ▼ 申請書、必要書類を提出
- ▼ 書類審査、現地調査の実施
- ▼ 総会で審議、意見を付して県へ進達
- ▼ 県で審議、許可（不許可）が決定
- ▼ 農業委員会に許可（不許可）指令書を送付

#### ○その他

- ・農用地区域内の農地については、事前に農振除外の手続きが必要です。農用地区域内の確認及び農振除外の手続きは、鹿屋市役所農林水産課（31-1117）にお問い合わせください。
- ・転用の内容により、必要な書類等も異なります。事前に農業委員会事務局にご相談ください。

#### ○罰則

- ・許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係わる事業どおりに転用していないと、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また罰則の適用もあります。

## 利用権設定申出

■農業経営基盤強化促進法に基づいて、農用地の利用集積、集団化など、効率的な利用を進める目的で期間を定めて貸し借りをを行う制度です。

貸し借りの手続きが簡単で、農地法の許可も不要です。

### 利用権設定申出

#### ○メリット

- ・貸した農地は契約期間が終了すれば離作料を払うことなく必ず返してもらえます。
- ・農業規模の拡大がすぐにできます。
- ・貸借期間中は安心して耕作ができます。
- ・貸借期間が終了する前に、双方に農業委員会からお知らせを通知しますので、その都度、更新するか、終了するか決めることができます。

#### ○手続きの流れ

- ▼ 双方で貸借期間、賃借料、支払方法などを決定
- ▼ 連名で農業委員会に申出書を提出
- ▼ 総会で諮られたのちに、鹿屋市が公告
- ▼ 農業委員会が、双方に契約書の写しを送付

標準事務処理期間

申請種類		許可権者	必要日数	締切日
利用権設定	賃借、使用貸借許可	鹿屋市長	23日	毎月10日 (閉庁日の場合は 直前の開庁日)
農地法第3条	自己所有農地の売買・贈与・貸借許可	鹿屋市農業委員会		
農地法第4条	自己所有農地の転用許可	鹿児島県知事	48日	
農地法第5条	自己所有農地以外の転用許可			

証明書の発行

申請理由	手数料	発行する証明書	取扱先	必要なもの
軽油取引税の減免申請が必要なとき	200円	耕作面積証明書	農業委員会事務局 及び 各総合支所産業建設課	印鑑 手数料 委任状 (本人以外が申請する場合)
農地法第3条許可申請に必要なとき	無料			
農地法の許可申請を行ったことを証明するとき	200円	事実証明書	農業委員会事務局	
現況が農地でないとき	350円	非農地証明書		
農地の競売等に参加したいとき(注)	無料	買受適格証明書		

(注) 買受適格証明書の発行は、3条許可、5条許可・届出の手続きに準じて行いますので、証明することができない場合や証明に日数がかかる場合もあります。事前に農業委員会までお問い合わせください。

届出が必要な事項

<p>○ 相続、法人の合併・分割、時効取得など</p> <p>提出書類 ■ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利を取得したことを知った日から、10ヵ月以内に届出てください。</li> <li>・ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則がありますのでご注意ください。</li> </ul>	<p>○ 農地を盛土・削土等の造成工事を行う場合</p> <p>提出書類 ■ 農用地利用(形質)変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接農地や用水・排水等に影響が及ばないか現地調査を行います。</li> </ul>
<p>○ 200㎡以下の自己所有農地を農業施設用地(施設、通路等面積含む)として転用する場合</p> <p>提出書類 ■ 農業用施設届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査を行います。</li> </ul>	<p>○ 農地を一時的に、駐車場や現場事務所等に転用する場合</p> <p>提出書類 ■ 一時使用届</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、用途変更から1年以内に農地に復元する必要があります。</li> </ul>

「鹿屋市農業委員会」で検索!



◆ 「農地の許可申請」、「利用権設定の申出」、「各種証明書の発行」「届出が必要な事項」に関する必要な書類は、鹿屋市農業委員会HP(ホームページ)からも印刷できます。

農地のあっせん情報(譲渡・賃貸借)のほか、以下の内容等も掲載していますのでご利用ください。

- ◆ 農業委員会総会議事録
- ◆ 平成26年度農作業標準賃金及び農作業料金
- ◆ 平成26年度実勢農地賃借料
- ◆ 農業者年金
- ◆ 農業委員会だより等

■ 農用地の有効利用と利用集積を推進するため、一定の要件を満たす対象者には助成金を交付します。  
(平成 26 年度事業)

事業名		鹿屋市農用地利用集積促進事業						
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地							
対象者	(貸し手) 認定農業者へ農地を貸し出した者、(借り手) 市内に居住の認定農業者							
交付要件	①農業経営基盤強化促進法に規定する利用権(賃借権)の設定(3年以上)が行われていること ②1カ所の圃場において、10a以上の面積があること ③当該農地が国・県等の助成金等の対象になっていないこと ④農業生産法人で、その法人の構成員が当該法人に利用権を設定するものでないこと ⑤市税の滞納がないこと ⑥市が推進する各種農業施策に協力的であると認められること							
助成金の種類	10aあたり	設定期間		新規設定		更新設定		
			貸し手	借り手	貸し手	借り手		
		3年以上6年未満	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円		
	6年以上	6,000円	4,000円	3,000円	2,000円			

事業名		鹿屋市遊休農地解消対策事業		
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地			
対象者	市内に居住している農家等で、新たに他人の遊休農地を農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定又は所有権移転を行う者			
交付要件	①市内の土地で、地目が田又は畑であること ②他人から利用権設定又は所有権移転した遊休農地であること ③自作地と接続する不作付農地又は概ね10a以上連続する遊休農地であること ④自作地と一体的に整備する場合も可能であること ⑤除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地とすること ⑥市税の滞納がないこと			
助成金の種類	10aあたり	助成費限度額		30,000円
		業者施行	本人施行	限度額の1/2以内
				限度額の1/3以内

### 農業委員会委員選挙人名簿登載 申請書を提出しましょう!

12月中旬以降、選挙管理委員会から、平成27年度の農業委員会委員選挙人名簿を作成するため、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書が郵送されますので、平成27年1月10日(土)までに返送されるか、農業委員会事務局または各総合支所産業建設課へ提出してください。

※ 返送の際は、同封の封筒をご利用ください。

資格のある人は次のとおりです。

- 10a(1,000㎡、約1反)以上の農地を耕作されている人
- ①の同居親族、配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する人
- 10a以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

### 公的年金、農業者年金に加入しましょう

#### 加入要件

- ①国民年金第1号被保険者 ②60歳未満 ③年間60日以上農業に従事

#### メリット

- 積立型で少子高齢化に対応した安全で安心な年金
  - 保険料(月額20,000円~67,000円)は自由に設定
  - 80歳まで保障がついた終身年金
  - 保険料は全額社会保険料控除・年金も公的年金控除対象
  - 認定農家等の担い手農家には、保険料の国庫補助制度有
- 詳しくは、農業委員会事務局または最寄りのJAまで

### 全国農業新聞を購読してみませんか

農政の動きや暮らしにも役立つ情報が満載です。ご家族で楽しめる記事も充実しています。申し込みは随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

- ◇購読料 月額600円(平成27年4月より700円)
- ◇発行 毎週金曜日
- ◇申込み 農業委員会事務局 0994-31-1131

# 行動する農業委員会の取組

## 先進地視察

### ～資質向上への取組～

5月に福岡県糸島市、熊本県あさぎり町を農業委員10人が訪問し、各市町の農業委員と農地流動化の推進や耕作放棄地の解消対策などについて、意見交換を行いました。先進地の活動事例や収集した情報を生かして、本市農業発展のために取り組んでいきます。



あさぎり町農業委員会での意見交換風景



(左から) 上山委員・堀之内委員・栗山委員・倉岡委員

## 女性農業委員の紹介

### ～男女共同参画の推進～

今年度、新たに堀之内委員が加わり、農業委員の1割が女性農業委員となりました。女性ならではの、きめ細やかな対応で、農家の様々な相談に耳を傾け、地域と密着した農業委員活動に取り組んでいます。

## 農業委員永年勤続表彰

農業委員として、地域農業振興のために永年にわたって尽力され、功績のあった農業委員5人に、永年勤続表彰状が贈られました。

全国農業会議所会長表彰（勤続25年以上）

萩崎英珍委員

鹿児島県農業会議会長表彰（勤続15年以上）

倉岡愛子委員・武元悟委員・西ノ原敏男委員

下仮屋勝哉委員



市長表敬訪問の様子



農業委員宅に設置された案内板

## 農業委員案内板の設置

### ～農家の地域相談役として～

農業委員会及び農業委員のPRも兼ね、地域に浸透した農家の相談活動等の目印となる案内板を、各農業委員の自宅に設置しています。農地に関する相談等ありましたら、お気軽にご相談ください。

## 鹿児島県各市農業委員会連絡協議会の開催

11/6・7両日、鹿屋市農業委員会の主催で県下19市の農業委員会会長及び事務局長が一堂に会し、各市の農地問題や農業振興などについて協議・情報交換等が行われました。2日目は6次産業化に取り組む農家などを視察しました。



協議会



情報交換会



視察研修（株式会社 西ノ原商事）

## 農業祭での取組

11/9・11/23の両日、市内4地区で農業祭が開催され、農業委員会では、農地相談所を開設しました。農業委員と事務局職員が農地に関する相談、農業者年金、全国農業新聞の普及推進に取り組みました。



星のふるさと輝北まつり(11月9日)



美里あいら農業祭(11月9日)



鹿屋市農業まつり(11月23日)



くしら黒土祭(11月23日)

## 農地相談所の開設のお知らせ

農地の賃借・売買・転用等、農地や農業者年金に関する相談所を開設しますので、お気軽にお越しください。

月日	時間	鹿屋地区	輝北地区	串良地区	吾平地区
12月17日(水)	13:00	大始良出張所	輝北総合支所	串良公民館	吾平振興会館
1月15日(木)	}	花岡地区公民館	市成地区公民館	串良農村環境改善センター	鶴峰東地区ふれあいセンター
2月5日(木)		鹿屋市農業研修センター	—	細山田分館	下名東地区ふれあいセンター

# 将来の地域農業を担う若き農業者たち

夢を持ち農業に打ち込む経営者の皆さんを編集委員が取材しました。

## 鹿屋地区



かぼちゃ畑で管理中の平山さんご夫妻

でも美味しかった、また食べてみたい』と評価していただいた時は、最高に嬉しいです』と答えてくれました。

品質の高いかぼちゃの生産と安定した収入を目指して、奥様の麻由さんと忙しい毎日を送っています。現在5歳と3歳の子どもが成長し、家族で経営することが将来の夢です。

焦らずにじっくり取り組んで大きく成長してほしい。大隅半島から、高品質の“かぼちゃ”を全国の消費者に届けられるよう、今後も努力を惜まず一層精進してくれることを期待しています。

【取材・写真】農業委員 西ノ原 敏男（鹿屋地区）

平山健太郎さん（29歳）は、祓川町や串良町の畑300aで、かぼちゃ・里芋等を栽培する園芸農家です。

縁あって、師匠と呼べる人の元で、農業修行を積むうちに、“自分で作ってこの味を守りたい”と思い独立しました。

農業の楽しさについてたずねると「一粒の種から育つ課程を日々実感できることです。出荷したかぼちゃが、消費者の皆様から『と

## 輝北地区



子牛に愛情を注ぐ隈元さんご夫妻

ばかりで「家族が増え、忙しい毎日ですが、少しずつ母牛を増やして、安定経営を目指していきます」とこれからの目標を話してくれました。

お二人から離れない子牛をみて、わが子のように愛情を注いで育てている様子が伝わりました。取材を終えて、ほのぼのと温かい気持ちになりました。堅実経営で高品質の子牛を生産してください。

【取材・写真】農業委員 有村 隆（輝北地区）

隈元一光さん（25歳）は、輝北町下百引で現在19頭の母牛を飼育する繁殖農家です。

就農した時に口蹄疫が発生し、牛の価格が下落する時期が続きました。

一光さんは「あの苦しい時期を乗り越えられたから、今があるのだと思います」と当時を振り返ります。

一番の喜びは、手塩に掛けて育てた子牛に高値がついたときです。

11月にご夫妻の2世が誕生した

串良町有里で50頭の肉用牛繁殖経営を行う西寒水香織さん（35歳）。

香織さんは、農業に関しては全く未経験で、結婚後、夫の両親の繁殖経営を手伝ううちに、自分でも肉用牛経営をやってみたくて強く思うようになりました。夫や両親の協力もあり現在に至っています。

香織さんは「夜間の分娩など、辛い時もありますが、朝夕の給餌の際、牛たちが寄ってくる姿を見ると、ホッと安心します。また、手塩にかけて育てた子牛に高値がついた時や、子牛を買われた農家の方から『肥育成績が良かったよ』と言われたときは本当に嬉しいです」と話し、将来の夢をたずねると「難しいことですが、年に一産させ、事故を出さないことを目標に頑張っていきたい。また、生産から肥育までの一貫経営にも挑戦してみたい」と話してくれました。

夫の隆治さんからは「子育てと経営の両立は大変だと思いますが、できる限り応援するので、健康に気をつけて頑張ってください！」とのエールを頂きました。

【取材・写真】 農業委員 新村 良廣（串良地区）



牛舎の中で香織さんご家族



収穫作業中の畑で取材を受ける立樹さん

田野辺立樹さん（29歳）は、吾平町を中心に400aの畑でネギ・サツマイモなどの露地野菜を栽培しています。

農業を始めたきっかけは、農業生産法人に勤務する義弟のアドバイスでした。

就農当初はネギの生産が主でしたが、現在では、天候に左右されにくいサツマイモの生産にも取り組んでいます。

農業の楽しさについてたずねると「天候不良で、苦勞が報われない年もありますが、心血を注いで育てた作物が、順調に成長して収穫を迎える時が一番ですね」と答えてくれました。

「規模を拡大することも大事ですが、それ以上に、栽培技術の向上に熱心に取り組んでいきたいですね」とこれからの目標を話してくれました。

取材中、素敵な笑顔で、ご両親のアドバイスやお手伝いにも、感謝の気持ちを忘れることなく、将来を見据えて真摯に農業に取り組む姿が印象的でした。1児の父親としてこれからも頑張ってくださいね。

【取材・写真】 農業委員 倉岡 愛子（吾平地区）

# 農地の新たな貸し借りの仕組みが始まりました！ ～「農地中間管理事業」の紹介～

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

「農地中間管理機構」を通して農地の貸し借りをを行う新たな仕組みが、平成26年度から始まりました。

①人・農地プランなど地域の話し合い活動をもとに、地域の農地を機構に預けて新たな利用計画を立てる、②農業部門の減少による経営転換、またはリタイアする、③農地を他の方に利用してもらう、などの取組みには「**機構集積協力金**」の交付も受けられます。

規模拡大したい方が円滑に農地を借り受けられるよう、また、皆さんの地域の農地が効率的に活用され、耕作放棄地が発生しないよう、地域の農業の将来について皆さんで考えてみましょう。

(農地の貸し借りの手続きには、これまでの農地法、経営基盤強化促進法による利用権設定もあります。)

## 機構集積協力金の概要

個人に対する支援

### ① 経営転換協力金

○ 経営部門を縮小または農業をリタイアするために、自作地を機構に貸し出す場合に交付されます。

〈交付額〉	(0.5ha以下)	30万円/戸
	(0.5ha超2.5ha以下)	50万円/戸
	(2.0ha超)	70万円/戸

### ② 耕作者集積協力金

○自作地を機構を通じて貸し出す場合に交付されます。

〈交付単価〉 10a当たり2万円

(現在、借入地である場合は、利用権を有している者(耕作者)に交付)

※①、②の場合、農地を**10年以上**機構に貸し付けると集積協力金が交付されます。

地域に対する支援

### ③ 地域集積協力金

○一定地域内の農地を機構に預けた場合に交付されます。

〈交付単価〉 機構への貸付割合によって  
10a当たり2.0万円、2.8万円、3.6万円

(注) 上記、②耕作者集積協力金、③地域集積協力金の単価は平成27年度までの単価です。

(28年度以降、単価が下がりますので御留意ください。)

こんなメリットもあります！

- 複数の所有者から借りた場合でも、賃借料の支払いは機構がまとめて行います。
- 賃借料の支払いは口座振替ですので、時間も費用もかかりません。



詳しいことは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のホームページ  
「農地中間管理機構」をご覧ください。

- 鹿児島県農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)(電話)099-223-0223
- 鹿児島県農政部農村振興課(電話)099-286-3105
- 大隅地域振興局農政普及課(電話)0994-52-2142
- 鹿屋市農林水産課(電話)0994-31-1117
- 鹿屋市農業委員会(電話)0994-31-1131

■ 農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、平成25年1月から12月までに締結（公示）された賃貸借における実勢賃借料水準について、お知らせします。

（面積：10a 当り）

区分	地目	内訳	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数（件）
鹿屋地域	畑	畑かん地区内	10,100	30,000	3,400	74
		畑かん地区外	10,200	25,000	3,000	192
	田（水田）	—	8,000	18,000	4,500	81
輝北地域	畑	畑かん地区内	8,000	15,000	3,000	28
		畑かん地区外	7,000	15,000	2,000	61
	田（水田）	—	7,700	20,000	3,000	36
串良地域	畑	畑かん地区内	10,400	20,000	5,000	68
		畑かん地区外	10,300	15,000	3,000	222
	田（水田）	—	9,100	20,000	5,000	125
吾平地域	畑	畑かん施工なし	7,900	30,000	3,000	116
	田（水田）	—	7,700	15,000	3,000	112

区分	地目	内訳	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数（件）
鹿屋市全体	畑	畑かん地区内	9,000	30,000	3,000	170
		畑かん地区外	9,100	30,000	2,000	591
	田（水田）	—	8,200	20,000	3,000	354

■ この標準賃金は、法令や規定によるものでなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って契約してください。

区分	種類	単価	備考
賃金	一般賃金（8時間）	5,424円	県最低賃金が、平成26年10月19日から、時間額678円へ改定（従前時間額665円）
耕賃 （10a 当たり）	耕起のみ	5,000円	田
	代かきのみ	7,000円	
	耕起から代かき	14,000円	
	機械田植え	7,000円	
	耕起から田植え	20,000円	畑
	耕起のみ	4,000円	
	深耕（プラウ）	5,000円	
	プラソイラー	4,000円	
	甘藷のツル切り	4,500円	
水稻	刈取（10a 当たり）	6,500円	ヒモ代込み
	脱穀（10a 当たり）	7,000円	ハーベスター（ヒモ代込み）
		14,000円	コンバイン（刈取から脱穀まで）
	籾乾燥（バインダー 1袋当たり）	1,000円	
その他 （10a 当たり）	うねたてのみ	4,500円	
	うねたて、マルチ張り	8,500円	
	うねたて、マルチ張り、土壌消毒同時作業	11,000円	
	掘り取り	15,000円	甘藷・加工用（ハーベスターによる）
		13,000円	甘藷・澱粉用（ハーベスターによる）
		12,000円	馬鈴薯（ハーベスターによる）
6,000円		甘藷（トラクターによる）	
	3,500円	甘藷（耕耘機による）	

# 農業委員地区担当表

農地に関することは、お住まいの地域の農業委員にご相談ください。

地区	氏名 電話番号	担当地区	地域	地区	氏名 電話番号	担当地区	地域
鹿屋地区	江並 信義 45-2040	上別府・中央・重田・瀬戸野・大堀 吉ヶ別府・黒坂・谷田・仮屋・柏木 柚木原	高 隈	申 良 地 区	新村 良廣 62-3379	外堀・更和・新中堀・枺場・共和 花鎌・土持・伊集院・共心・更栄	細山田
	寺下 幸弘 43-4833	旭原・札元・寿1～4丁目	笠野原		田中 次男 62-3086	立小野・高松・堂園・馬掛・生栗須 平瀬・下之段	
	柿元 博志 43-5362	東原・上祓川(台地上)			田村 利秋 62-2301	東共心・東新町・入部堀・西新堀 新栄・竹下堀・東新堀・矢柄 上矢柄・上辰喰・辰喰・栄・上栄	細山田 有 里
	武元 悟 43-4583	笠之原			橋口 貞伸 62-3786	東西・西新町・昭栄・共栄西	細山田 有 里
	木場 夏芳 44-6208	上祓川(台地下)・祓川	西 原		道免 勇 63-9005	下中・中野・山下・中郷	有 里
	山中 建夫 44-1851	下祓川・西祓川・王子			花 岡	上山 廣子 63-6401	星ヶ丘・下甫木・大迫・中甫木 雷ヶ尾中央・桜ヶ丘・吹上田 上大塚原上・上大塚原下・下大塚原 新大塚原・宮之下
	郷原 辰義 43-1325	郷之原・今坂・西原・上野	鹿屋原			山下 繁 63-9001	共栄中・共栄東上・共栄東・鳥之巢 平和・中宿・中山上・中山下・十三塚 中山原・塩塚・県営住宅・大久保段
	西ノ原敏男 44-7200	大浦・上谷・新生・打馬・大手	大始良		倉田 雪男 63-6658	鶴亀・和田・愛ヶ迫・江口迫・緑ヶ丘 上之馬場・上之馬場下・永和・諏訪下 堅田・岡崎西・岡崎東・岡崎上	岡 崎
	仮屋蘭俊郎 46-4636	花岡・鶴羽・花里・根木原・海道 小薄・有武・高牧・古江			百 引	野崎 陽一 63-9029	白寒水・大坪・下小原南・下小原北
	中塩屋 均 44-2238	天神・船間・小野原・一里山・白水 古里	市 成			藤崎 隆資 63-2362	松崎・城ヶ崎・柳谷・下方限・永峯
	福元 利夫 43-5297	川西・名貴・田崎			高 尾	上之原 昇 58-6752	大川・永野牧・神野西・神野東 市之渡・横井坂・砂ヶ野・水流 黒羽子・荷掛
	畠井 孝二 44-6666	新川・川東・寿5～8丁目・白崎	吾 平 地 区			堀之内節子 58-7025	木浦・木場・真戸原・金山・立元 上苫野・下苫野・苫野・平前・大牟礼 門前・新地・中福良
	岡元 茂 48-2123	横山・下堀・野里			高 尾	萩崎 英珍 58-6823	鏡原・角野・東原・上車田・下車田 鉛屋敷・永山・筒ヶ迫・平瀬 籠中・籠東・籠西・梶上・梶下
	下仮屋勝哉 47-2176	高須・浜田	高 尾			倉岡 愛子 58-8187	萩崎・上西目・下西目・今吉 掘木田・鶯・白坂・石場・西迫
木下 和明 48-2329	田淵・大始良	高 尾		加覧 悟 58-7530	赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中尾 上町・下町・中町・西横町・上屋敷 宮前・町園・原田・坂下・益田 希望ヶ丘	中央東 中央町	
福岡 卓二 49-2638	星塚・池園・飯隈・永野田・萩塚		高 尾	福元 康光 58-7140	坂元・川上・名主・池久保・川西中 真角・川北・茶田・樋之口・末次 井神島・論地・原口	中央麓 下名西 下名東	
榎原 辰夫 49-2182	南・獅子目						

(平成26年11月1日現在)

事務所	鹿屋市農業委員会事務局	輝北総合支所産業建設課	申良総合支所産業建設課	吾平総合支所産業建設課	
職員数	9人	3人(兼務)	3人(兼務)	3人(兼務)	
電話番号	代表	0994-43-2111	099-486-1111	0994-63-3111	0994-58-7111
	直通	0994-31-1131		0994-63-3114	0994-58-7257

### 編集後記・・・

農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、今回、若い担い手の皆さんが農業に取り組む姿を取材して元気をいただきました。私たち農業委員も農家の代表として、これからも皆様方のお役に立てるよう努めていきますので、今後ともよろしくお願いたします。

編集委員 (西ノ原 敏男・有村 隆・新村 良廣・倉岡 愛子)